

10%
具申

後期高齢者医療保険料

軽減措置廃止へ

厚労省検討

厚生労働省は十日、七十歳以上が対象の後期高齢者医療制度加入者のうち、会社員らに扶養されていた約百七十万人に對し保険料を特例で九割軽減している措置を、早ければ二〇一六年度から段階的に廃止する検討に入った。増え続ける医療費を賄うため、高齢者

にも負担を求めて世代間の公平性を高めるのが狙い。現行では頭打ちになっている月収約百二十万円を超える高所得会社員の健康保険料を引き上げることも検討する。厚労省は十五日に開く社会保障審議会医療保険部会にこれらの案を提示する。

会社員らの扶養家族が七十五歳になった場合、本来は制度加入後二年間に限定して保険料の定額部分が五割軽減される。だが、現在

は特例措置として無期限で九割軽減されている。厚労省の試算では、特例廃止で保険料が現在月三百七十円の人が千八百七十円になる可能性がある。

これとは別に、低所得者向けにも特例の軽減措置があり、厚労省は廃止を目指す。ただ、一五年十月には消費税率の10%への引き上げも予定され、負担感が強まると反発が出ることも予想される。

会社員の健康保険料については、算定基準となる「標準報酬月額」の上限を現行の百二十一万円から百四十五万円に引き上げることを検討。これにより厚労

省の推計では約三十二万人の保険料が上がる。